

○田川地区清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成 25 年 2 月 22 日

条例第 2 号

田川市川崎町清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 13 年条例第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等については、田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年田川市条例第 4 号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。